平成２４年（再イ）第１３号
函館市本通１丁目50番20号
再生債務者　平　　喬成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日　　函館地方裁判所

平成２４年（再イ）第２号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津2044番地７
再生債務者　**粂**原　久信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
甲府地方裁判所都留支部民事係

平成２４年（再イ）第３５号
静岡県島田市落合185番地の９
再生債務者　吉川　幸子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第３７号
愛知県豊田市柿本町２丁目７番地２　オーケーズ豊田西504号
再生債務者　塚脇　令治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再イ）第３６号
大津市雄琴６丁目11番10号
再生債務者　金崎　衣絵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第５５号
京都市東山区福稲下高松町４番地17
再生債務者　鈴木　　要
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再イ）第２３９号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番10―112号
再生債務者　柴田　人志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第４号
福島県白河市みさか１丁目４番地２
再生債務者　中本　孝幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
福島地方裁判所白河支部再生係

平成２４年（再イ）第３５号
愛知県豊田市平芝町４丁目７番地１　パルコス平芝207号
再生債務者　大橋　和成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再イ）第３３号
兵庫県姫路市飾磨区城南町２丁目１番地サンハイツ英賀保202号
再生債務者　岡元　政昭（旧姓橋本）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年10月24日　神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第４８７号
千葉県船橋市上山町２―333―65
再生債務者　小川　祐司
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第１４１号
愛知県春日井市坂下町７丁目760番地1146
再生債務者　小島　　実
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第８号
鳥取県鳥取市南安長１丁目20番16号
再生債務者　金崎　俊雅
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年10月24日　　鳥取地方裁判所民事部

小規模個人再生による免責決定

平成２４年（モ）第１０００８号
京都市伏見区中島河原田町31番地１グランデュール鴨川Ｉ番館203号
再生債務者　かすが鍼灸整骨院こと金井信樹こと　金　　秀伯
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成24年10月24日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
京都府舞鶴市字福来637番地18
再生債務者　岩尾　　恒
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月27日から平成24年12月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部

平成２４年（再ロ）第１号
兵庫県朝来市和田山町殿179番地１
再生債務者　藤岡　悦子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月27日から平成24年12月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

平成２４年（再ロ）第１４号
京都市右京区太秦野元町14番地の２　野元ハイツ101
再生債務者　宮田　和美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月27日から平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第７号
広島市中区白島九軒町12番27―307号
再生債務者　浅尾　哲三
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月２日まで
4　一般異議申述期間　平成24年11月９日から平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第３号
奈良県北葛城郡王寺町畠田６丁目10番19号
再生債務者　奥野　立之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年11月19日まで
平成24年10月22日
奈良地方裁判所葛城支部破産係